

# (財) 産業廃棄物処理事業振興財団

## 平成 21 年度事業計画

産業廃棄物の処理施設の整備に必要な資金の融通の円滑化、その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等及び事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進するため、下記の事業を行う。

### I 産業廃棄物処理特定施設整備法関連業務

#### 1. 産業廃棄物処理特定施設整備促進事業

特定施設及び廃棄物処理センターの整備促進に係る情報交換のための全国担当者会議を開催する。

#### 2. 債務保証事業

- (1) 特定施設整備法に基づく特定施設の整備事業に関わる債務保証の申し出に対しては、従来からの方針通り積極的な対応を図る。
- (2) 民間処理業者が行う産業廃棄物処理施設の近代化・高度化等に関わる債務保証の申し出に対しては、外部専門家を活用して①経営及び事業収支性調査、②技術調査、③社会・公共性及び市場調査を実施し、
  - ア. 事業収支計画・返済財源の妥当性
  - イ. 投資規模の妥当性及び金融機関の支援姿勢など、十分な審査を行うことにより、質の高い産業廃棄物処理施設の建設推進と健全な処理業者の育成に資する運営を行う。
- (3) 既往債務保証先については、営業報告書の分析チェックと計画的に実施するフォロー訪問調査の結果を踏まえて、債権分類の見直しを行い債権管理の徹底を図る。なお、フォロー訪問調査には、必要に応じて外部専門家に参加を依頼する。

#### 3. 助成事業

産業廃棄物の処理に関する新しい技術の開発や技術開発による起業化など、新規事業に努力している産業廃棄物処理業者及び「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」に係る認定研究開発事業者に対して、技術開発及び処理技術研究開発による起業化並びに高度技術を利用した減量化・再生処理施設の設置などに必要な資金を助成する。

## 4. 振興事業

### (1) 産業廃棄物処理業優良化推進事業

平成17年度より始まった産業廃棄物処理業者の優良性評価制度について、今年度も引き続き、優良業者としての認定を受ける処理業者が増大するよう、全国的普及に注力する。

情報開示システムを用いた情報公開の普及を図り、優良認定を目指す処理業者を支援するとともに、排出事業者等が情報内容をより円滑に把握し、処理を委託する業者の選定が容易になるようにシステムの改善や啓発活動等に努める。

また、資源循環ビジネスの育成と活性化に向けて、平成19・20年度に行った処理業者アンケートや排出事業者に対するヒアリング調査結果を踏まえ、排出事業者の意識啓発や処理業者の実務教育の進め方等の具体的方策を検討する。

なお、本事業の実施に当たっては、引き続き（社）全国産業廃棄物連合会、（財）日本産業廃棄物処理振興センターとの連携並びに（社）日本経済団体連合会等との協力により推進する。

### (2) PCB等有害廃棄物対策事業

#### ア. 環境省等PCB関連調査業務

環境省等政府機関が調達するPCB関連調査委託業務等につき、積極的に受注を図る。今年度の調達案件としては、以下のような調査業務を予定している。

#### (ア) PCB廃棄物処理技術の評価及び基準化

申請されたPCB廃棄物の新処理技術について、実証試験結果等により評価を行い、評価書を作成する。また、評価を終了した技術について基準化等の検討を行う。

#### (イ) 低濃度PCB混入機器処理方法等調査

低濃度のPCBが混入した変圧器等に関する処理方法を調査するとともに、処理技術に関する実証試験を実施し、処理の方策等を検討する。

#### (ウ) その他の低濃度PCB汚染物処理方法等調査

その他の低濃度PCB汚染物等に関する処理方法を調査するとともに、処理技術に関する実証試験を実施し、処理の方策等を検討する。

#### イ. 日本環境安全事業（株）PCB処理施設関連支援業務

日本環境安全事業（株）の以下のような業務につき、引き続きその支援に取り組む。

(ア) PCB検討委員会関連業務

日本環境安全事業（株）が行うPCB廃棄物処理事業検討委員会及び地域部会・技術部会等の資料作成等の支援を行う。

(イ) PCB処理施設内部技術評価支援業務

日本環境安全事業（株）が各事業所で行うPCB廃棄物処理施設の内部技術評価のための資料の作成及び実施の支援を行う。

(ウ) PCB処理施設建設管理支援業務

建設中のPCB処理施設の設計管理や施工管理を支援する。

(エ) 処理困難PCB廃棄物対策調査業務

PCB処理施設で処理が困難なPCB廃棄物（漏洩機器を含む）の処理方策の検討を行う。

(オ) その他のPCB廃棄物実態調査業務

汚泥等のその他のPCB廃棄物の処理を安全かつ安定的に処理するため、その他のPCB廃棄物の数量及び性状を把握するための実態調査を行う。

(カ) 現場洗浄方法検討調査業務

密閉容器に保管されている漏洩機器や解体機器の処理を促進させるための現場洗浄方法の検討を行う。

ウ. PCB廃棄物の適正保管支援業務

PCB廃棄物の保管者に対して、保管物の判別（高濃度PCB、低濃度PCB、非PCB）並びに漏洩物等についての応急対策等の役務を提供し、PCB廃棄物の適正保管を支援する。

エ. 有害廃棄物処理技術に関する調査研究

PCBをはじめとする有機塩素系廃棄物やアスベスト等の有害廃棄物の処理に関する技術情報を収集整理し、関係者に提供する。さらに有害廃棄物の処理を促進するための調査研究、啓発等の活動を行う。

なお、アスベスト廃棄物については無害化処理認定申請の審査及び各種無害化処理技術の基準化等の検討を行う。

(3) 廃棄物処理センター関連調査

環境省が調達する廃棄物処理センター関連調査委託業務につき、積極的に受注を図る。

(4) 人材開発業務

昨年度に引続き、産業廃棄物処理業の経営者並びに管理者層を対象に

「産業廃棄物処理業経営塾」を開講し、次代の産業廃棄物処理業・資源再生業の中核的担い手となるべき人材の育成に努めるとともに、卒塾生へのステップアップ研修を行う。

#### (5) 情報システム関連業務

##### ア. 「情報開示システム」の安定的運用と機能向上

産業廃棄物処理業者の優良性評価制度に基づき、優良認定を目指して全国の処理業者が行うインターネットによる情報開示を支援するための「情報開示システム」を引き続き安定的に運用するとともに、排出事業者など閲覧者側の利便性及び処理業者側の入力操作性など、システムの機能向上に努める。

また、処理業者の情報開示履歴を当財団が証明する「履歴証明サービス」も引き続き提供する。

##### イ. 情報システムインフラの整備

産業廃棄物処理分野におけるIT化の進捗や情報セキュリティに関する社会的関心の高まりを受け、それに対応するべく当財団情報システムインフラの一層の整備を図る。

## II 廃棄物処理法関連業務（産業廃棄物適正処理推進センター業務）

### 産業廃棄物適正処理推進事業

#### （1）廃棄物処理法に基づく不法投棄等産業廃棄物除去事業等に対する協力

平成9年改正廃棄物処理法の施行日（平成10年6月17日）以後に不法投棄された産業廃棄物について、その撤去等原状回復措置を講じようとする都道府県等から協力要請があったときは、適正処理推進基金（国の補助金及び産業界等からの拠出金で造成）により協力を行う。

#### （2）特別措置法に基づく産業廃棄物特定支障除去等事業に対する協力

平成9年改正廃棄物処理法の施行日以前（平成10年6月16日以前）に不法投棄された産業廃棄物について、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に規定する特定支障除去等事業を実施する都道府県等から協力要請があったときは、適正処理推進基金（国の補助金で造成）により、必要な協力をを行う。

#### （3）事業者に対する助言、指導等

事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動の推進に資するため、事業者等に対する助言、指導、情報の提供等を行う。

#### （4）不法投棄対策

不法投棄に対する効率的支障除去方策について、原状回復支援事業技術検討委員会で検討し、その成果を都道府県等へ頒布する。

#### （5）環境省からの受託業務

環境省が調達する産業廃棄物の適正処理推進・不法投棄撲滅関連の業務につき、積極的に受注を図る。今年度の調達案件としては、以下のような業務を予定している。

##### ア．不法投棄事案対応調査支援事業

都道府県等からの要請により、具体的不法投棄事案への対応に関し、法律・企業会計・対策工法等の専門家から成るチームを編成して適宜現場に赴き、対応策について助言等の支援を行う。

##### イ．搬出汚染土の物流管理、再生利用促進等調査

工場跡地や建設現場から搬出される汚染土について不適切な処理が顕在化してきている中で、搬出汚染土に関する適切な管理のあり方や再生利用のあり方を調査する。

##### ウ．PCB汚染土壌対策調査

PCBに汚染された土壌への対策が円滑に推進されるよう、PCB汚染土

壤の調査・対策手法をとりまとめたガイドラインを作成することを目的とした調査を行う。

エ. 地方環境事務所によるセミナー事業

環境省の地方環境事務所が所管する都道府県等で開催する都道府県担当職員向けの不法投棄防止セミナー等について支援する。

(6) 「エコアラームネット」の運営

都道府県等における不法投棄の未然防止・早期対応活動を支援するための情報管理システム「エコアラームネット」を平成19年度から運用を行っており、平成21年度は環境省の本省及び7か所の地方環境事務所並びに10自治体に対する安定的運営に努める。

(7) 普及啓発

- ア. 事業者向けの啓発活動として、産業廃棄物に関する実態や行政施策に関する小冊子を頒布する。
- イ. 3Rに関わる活動として、関連イベントの開催協力や関連イベントでの産業廃棄物適正処理推進センター業務の取り組みの紹介等を行う。